

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 7 月 8 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すこと。
 - ・ 20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
 - ・ 感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気状況を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。
 - ・ さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。
- 8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等
- ① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述10)に掲げる基本的な感染防止策等（重点措置区域である都道府県においては後述9)に掲げる感染防止策等を含む。）に加え、「緊急事態宣言解除後の対応」及び「令和3年6月21日以降の取組」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染

状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

(略)

9) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」及び「令和3年6月21日以降の取組」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述10)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出

勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等) や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

13) クラスター対策の強化

- ⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。
 - ・ 「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する。また、あらかじめ、事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけるとともに、上記の検査について労働者への受検勧奨の実施等を促すこと。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

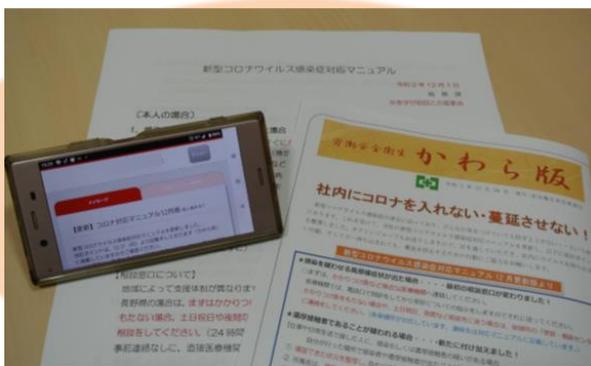
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- ▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染症防止5 Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！

- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

職場における感染防止対策の実践例

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、「取組の5つのポイント」の実施状況を確認しましょう。
- 未実施の事項がある場合には、この冊子の「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場の対応を検討の上、実施してください。

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

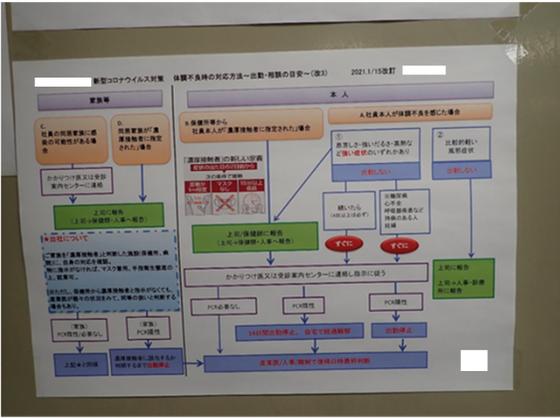
令和3年4月
厚生労働省

チェックポイント①：テレワーク・時差出勤等を推進しています。

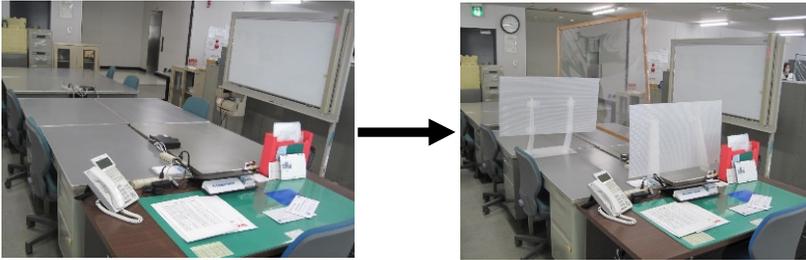
項番	取組	写真	概要	備考
1-1	テレワークや交替制勤務の導入	<div data-bbox="689 212 1218 277" data-label="Text"> <p>導入前の状況 約 3000 人が一斉に出社するため、作業場や事務所などでは人が密集する場面があった。</p> </div> <div data-bbox="689 300 1218 501" data-label="Text"> <p>導入後の状況 ① 1 週間毎の交代制勤務の導入 ② 7:00～16:00 (1 直), 16:00～1:00 (2 直) の交替制勤務の導入 ③ リモートワークの拡大 ④ 自宅待機 (1 部業務による) 以上により 1 度に出社する人数を最大でも約 1800 人まで減らした。さらに執務場所も分散することで、作業場や事務所、会議室での密集を回避している。</p> </div>	<p>1 週間毎の交替制勤務の導入、2 交代制勤務の導入、リモートワークの拡大、自宅待機 (1 部業務) により、一度に出社する人数を大幅に減少させた。</p>	<p>株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場 (製造業)</p>
1-2	テレワークを活用した感染防止及び事業継続のためのリスク回避	<div data-bbox="689 539 972 951" data-label="Text"> <p>閉園期間中は班員を2チームに分け、どちらか一方のチームだけが出勤するよう体制を整えた。出勤者は動物の健康管理に専念し、もう一方は在宅勤務し飼育マニュアルの精査等に当たる (略)</p> </div>	<p>飼育員の班員の役割 (出勤組、在宅勤務組) を明確にし、班員同士の接触を必要最小限にすることにより濃厚接触による感染のリスクを減少するとともに、感染者が発生した場合の影響を最小限に留め、動物のケアに穴が空かないような体制を構築した。</p>	<p>公益財団法人 東京動物園協会恩賜上野動物園 (接客娯楽業)</p>
1-3	時差勤務制度を活用した「密」の回避	<div data-bbox="689 1011 972 1398" data-label="Text"> <p>朝夕、共用する更衣室での密集を避けるため、時差勤務制度を活用した。特に飼育職員は、業務終了後に衛生管理のため入浴する必要があり、浴場の混雑、密回避にも役立った。</p> </div>	<p>時差勤務制度を活用することにより、更衣室や勤務終了後の浴場での混在や「密」の回避により、感染リスクの減少を図った。</p>	<p>公益財団法人 東京動物園協会恩賜上野動物園 (接客娯楽業)</p>

1-4	在宅勤務の推進	なし	感染者が多い地域の営業所については積極的に在宅勤務を推進。	トライス株式会社 本社工場（製造業）
1-5	テレワーク及びオンライン会議の推進		<p>出社が必要な業務以外は、極力テレワークを推奨。</p> <p>また、オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、対面での会議からオンラインでの会議実施を推奨している。</p>	第一三共株式会社 品川研究開発センター（教育研究業）

チェックポイント②：体調が優れない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

項番	取組	写真	概要	備考
2-1	現場入口へのサーモカメラの設置による体調確認		<p>多数の関係請負人が出入りするため、自動で入場者の検温ができるサーモカメラを配置して、発熱者の入場を禁止している。</p>	<p>戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）</p>
2-2	体調不良の際の休暇取得の推進	なし	<p>毎日の検温の実施。検温の結果、37度以上の場合には出勤前に事業場に連絡の上、休業するようにしている。</p> <p>また、同居の家族に体調不良者がいる場合も同様に取扱っている。</p> <p>休業させるに当たっては、新たに公休制度（9割補償）を設け、公休を使って休業するか、もしくは年次有給休暇を取得して休業するか選択制としている。</p>	<p>トライス株式会社 本社工場（製造業）</p>
2-3	体調不良時の行動フロー図の作成・周知		<p>労働者が体調不良を感じた場合や保健所等から濃厚接触者に指定された場合の行動フローを作成し、周知することで、体調が優れない労働者が気兼ねなく休むことができる環境をつくっている。</p>	

チェックポイント③：職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。

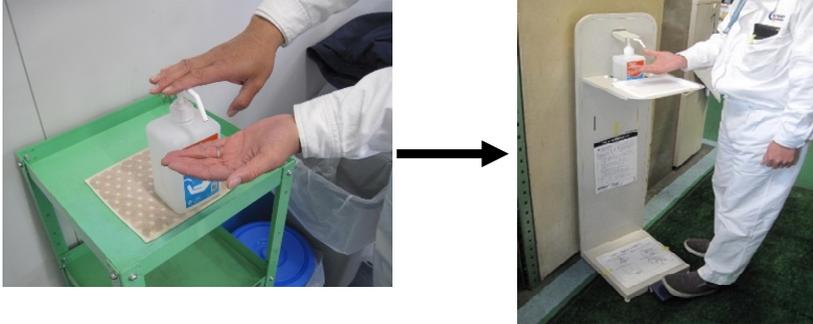
項番	取組	写真	概要	備考
3-1	執務室にパーテーションを設置		<p>飛沫感染の防止のため、執務室にパーテーションを設置した。</p>	
3-2	施設入所者と密着する作業を行う際のゴーグルの着用		<p>入所者に密着して作業を行う際に、マスクの着用に加え、飛沫感染を防止するためゴーグルを着用することとした。</p>	<p>医療法人仁泉会 介護老人保健施設せみの丘（社会福祉施設）</p>

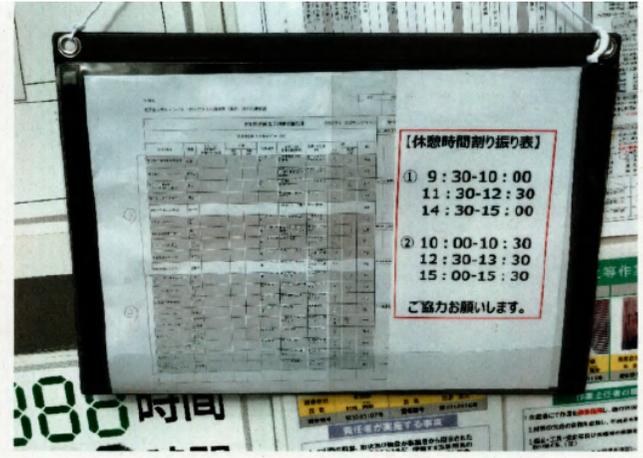
3-3	休憩室へのビニールカーテンの設置		<p>休憩所では労働者が向かい合わせになるため、テーブルの中央に天井からテーブルまでビニールカーテンを垂らして、向かい合わせの者同士の飛沫がからないように配慮している。</p>	<p>戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）</p>
3-4	アラームを活用した定期的な換気の実施		<p>30分ごとに2分間の換気を行うことをルール化し、着実に実施するため職場にアラームを設置した。</p>	<p>株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）</p>
3-5	社員食堂で利用者の間隔を確保（座席の間引き、一方向化）		<p>「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。</p>	

<p>3-9</p>	<p>空気清浄機や加湿器の活用による換気の悪い密閉空間の防止</p>		<p>空気清浄機や加湿器の活用により、換気の悪い密閉空間とならないようにしている。</p>	<p>佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所（原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事）（建設業）</p>
<p>3-10</p>	<p>朝礼時の立ち位置を明示することによる労働者の距離の確保</p>		<p>朝礼時に労働者の立ち位置を明示することにより、労働者間の一定の距離を確保した。</p>	<p>株式会社 植木組（建設業）</p>
<p>3-11</p>	<p>ロッカールームの増設による「密」の回避</p>		<p>デイサービス担当職員用にロッカールームを増設することで、職員間の距離の確保等、密にならない工夫を行った。</p>	<p>社会福祉法人 広島県同胞援護財団 可部南静養園（社会福祉施設）</p>

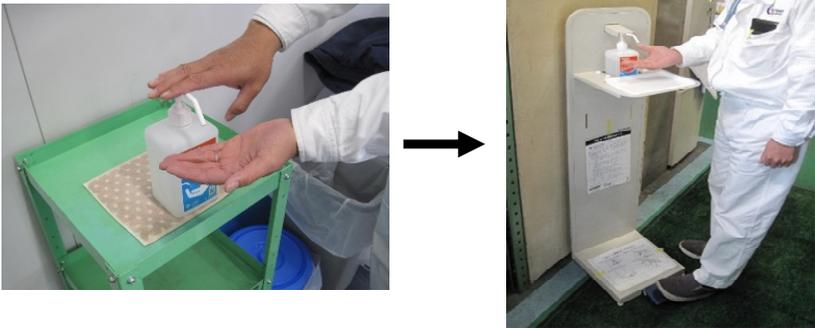
<p>3-12</p>	<p>車両への感染対策ビニールシートの設置</p>		<p>労働者が使用する車両に感染対策ビニールシートを設置し、通常5人乗りである車両でも3人に乗車人数減らすことで、密の回避を図っている。</p>	<p>南建設株式会社（建設業）</p>
<p>3-13</p>	<p>エレベーターの床への足形の表示</p>		<p>エレベーターの床に足形を表示することで、職員間の距離を確保し、対面を避けるようにすることで密にならないようにしている。</p>	<p>日本郵便株式会社 長野東郵便局（通信業）</p>

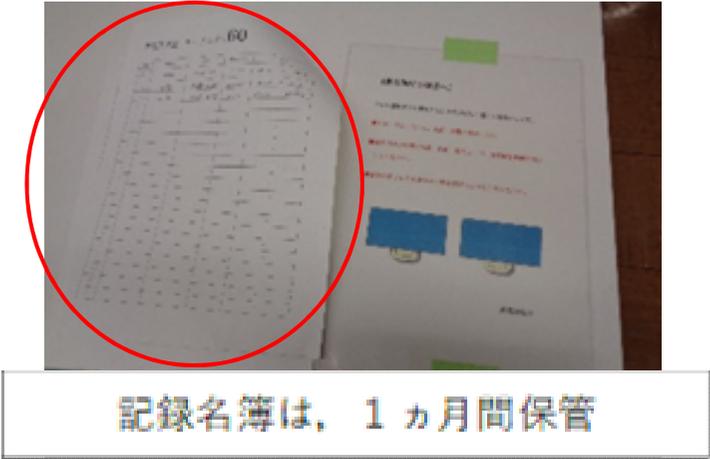
チェックポイント④：休憩所、更衣室などの”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。

項番	取組	写真	概要	備考												
4-1	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		従業員出入口に設置していたプッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。													
4-2	昼休みの時差取得	<p>(1) 勤務形態 1週ごとに1直, 2直を交替する。</p> <table border="1" data-bbox="622 719 1328 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>就業時間</th> <th>休憩時間</th> <th>労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>7:00 ~ 16:00</td> <td>① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30</td> <td>8.0Hr</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>16:00 ~ 1:00</td> <td>① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30</td> <td>8.0Hr</td> </tr> </tbody> </table> <p>※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。</p>	区分	就業時間	休憩時間	労働時間	1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr	2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr	休憩時間の3密回避のため、休憩時間帯を2つに分けることとした。	株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）
区分	就業時間	休憩時間	労働時間													
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr													
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr													
4-3	社員食堂で利用者の間隔を確保（座席の間引き、一方向化）		「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。	※再掲（取組3-5）												

<p>4-4</p>	<p>懇親会の開催を控えるなど、「感染が高まる『5つの場面』」を避けるための取組の実践</p>	<div data-bbox="683 103 945 450" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その他の取り組み内容</p> <p>① 出席するときに習得の前編に感染させ、外気で呼吸されたと思われる私用の勤務を禁止している。</p> <p>※ 懇親会が閉になる予定があったため、当初は私用勤務を助行していたが、通勤時における私用の汚染リスク等を考慮して決定した。このように、状況に応じて職種別等に社内コロナルールを逐次的に策定した対応を図っている。</p> <p>① 従前開催していた社内懇親会を中止したため、この費用により社員へ1人あたり新米5kgを配布（これにより、独身者の外食機会を減らすことにも期待）</p> <p>② マスクが購入できなかった時期には、法人として海外からマスクを購入し、無償で社員へ配布していたこと。</p> <p>③ 家族が感染する等の濃厚接触者が発生した場合、会社負担でPCR検査を実施していること。</p> </div>	<p>感染防止の観点から、感染リスクが高い「飲食の場」である社内懇親会の開催を控えるとともに、外食の機会を減らすことを目的として、懇親会に使用する予定であった費用を用いて社員に新米5kgを配布するなど、会社が率先して「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるための取組を実践した。</p>	<p>理研計器株式会社（製造業）</p>
<p>4-5</p>	<p>休憩室の時間差での利用</p>		<p>休憩室の三密の防止のため、休憩時間を複数のグループに分けている。</p>	<p>鹿島建設株式会社東京建築支店 順天堂大学キャンパス・ホスピタル再編事業（仮称）新研究棟建設計画工事（建設業）</p>

チェックポイント⑤：手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

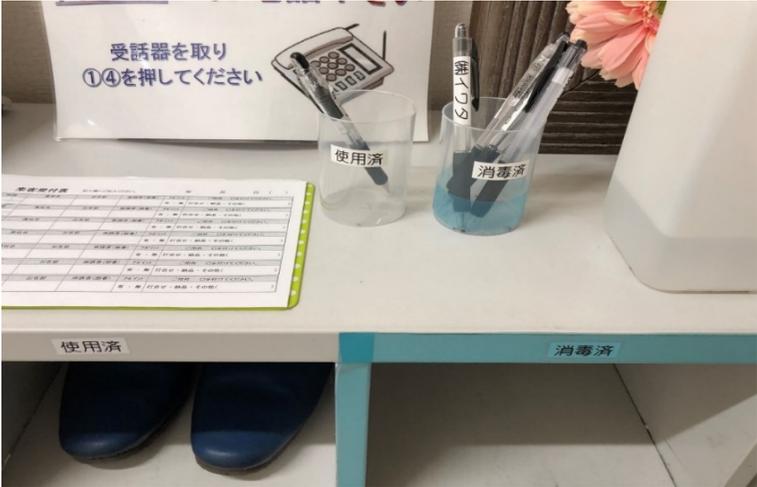
項番	取組	写真	概要	備考
5-1	肘を使って開くことができるドアノブ		<p>複数人が触るドアノブにアタッチメントを取り付け、手のひらで直接触ることなく、肘を使ってドアを開くようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>ジヤトコ株式会社（製造業）</p>
5-2	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		<p>従業員出入口に設置していたプッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>※再掲（取組4-1）</p>
5-3	施設の入口への非接触型体温計、入場者名簿の設置		<p>外部の方からの感染を防止するため、来所者に非接触型体温計による検温と入場者名簿への氏名の記入を求めている。</p> <p>なお、物品販売業者等については、施設内ではなく、正面玄関での対応としている。</p>	<p>医療法人仁泉会 介護老人保健施設せみねの丘（社会福祉施設）</p>

<p>5-4</p>	<p>多くの人が触れる箇所の定期的な消毒</p>		<p>自動販売機のボタン、コピー機のボタン、ドアノブ、階段の手すりなどの多くの人が触れる箇所について、担当者を決め、定期的に、アルコール除菌剤にて拭き取り消毒を実施している。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）</p>
<p>5-5</p>	<p>食堂の使用者記録名簿の作成</p>	 <p style="text-align: center;">記録名簿は、1ヵ月間保管</p>	<p>クラスター発生時に濃厚接触者を把握できるよう、食堂テーブルごとに使用者記録名簿を配置し、使用した労働者に記入を求めている。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）</p>

<p>5-6</p>	<p>新型コロナウイルス対策についての リスクアセスメントの実施</p>		<p>職場の新型コロナウイルス対策につ いて、リスクアセスメントを実施した 上で体系的にとりまとめ、職場内で周 知を行った。</p>	<p>株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業 領域 瑞穂工場（製造業）</p>
<p>5-7</p>	<p>執務室にパーテーションを設置</p>		<p>飛沫感染の防止のため、執務室に パーテーションを設置した。</p>	<p>※再掲（取組3-1）</p>

<p>5-8</p>	<p>足で開閉できるドア（引き戸）</p>		<p>複数人が触るドア（引戸）の取っ手を介した感染を防止するため、ドアの下部に金具を設け、足でドアを開放できるようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	
<p>5-9</p>	<p>非接触型の体温測定器による体調確認の実施</p>		<p>現場事務所に非接触型の体温測定器を導入し、日々の体温測定等の感染対策を実施。</p>	<p>丸勘建設株式会社（建設業）</p>
<p>5-10</p>	<p>手洗い場の新設による手洗いや手指消毒等の感染防止対策の推進</p>		<p>手洗い場を増設し、手洗い等の基本的な感染防止対策の取組を推進した。</p>	<p>株式会社日本アクセス 八戸オフィス（商業）</p>

<p>5-11</p>	<p>マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理</p>		<p>マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理することで、廃棄をする際にマスク等への接触による感染のリスクを低減した。</p>	<p>株式会社日本アクセス 八戸オフィス (商業)</p>
<p>5-12</p>	<p>ごみの処理の際に使い捨て手袋を使用</p>		<p>事務所等のごみの処理の際、使い捨て手袋を使用することで接触感染のリスク低減を図った。</p>	<p>佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所 (原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事) (建設業)</p>

<p>5-13</p>	<p>物品の共用による接触感染を防止するための取組</p>		<p>来客者が共用で使用する筆記用具、スリッパ等の備品について、使用後の消毒を徹底するとともに、消毒済みのものと使用済みのものが混同しないよう、場所を区画して配置。</p>	<p>株式会社イワタ みどり工場（製造業）</p>
<p>5-14</p>	<p>足で開閉できるドアノブ</p>		<p>複数人が触るドアノブに直接触ることなく、足を使ってドアを開くようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>齊藤建設株式会社 函館新外環状道路 函館市滝沢中央改良工事（建設業）</p>

<p>5-15</p>	<p>腕・肘で開くことができるドアノブ</p>		<p>複数人が触るドアノブを「感染症対策防止ノブフック」にして腕・肘で開けることができるように工夫することで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>株式会社高木組 函館江差自動車道 北斗市茂辺地改良工事（建設業）</p>
<p>5-16</p>	<p>会議室入口には消毒済みの掲示</p>		<p>複数人が使用するにおいて、消毒済であることを明示することで、備品の共用等を避けるよう工夫した。</p>	<p>エフコープ生活協同組合筑豊支所（その他の事業）</p>

<p>5-17</p>	<p>蛇口を「手の甲」で開閉できるアタッチメント</p>		<p>接触感染を防止するため、各所手洗い場の蛇口にアタッチメントを取り付けて、「手の甲」で開閉できる方式に変更した。</p>	<p>帝人コードレ株式会社 島根工場（製造業）</p>
<p>5-18</p>	<p>フットペダルで操作可能な蛇口</p>		<p>工場事務所入口に設けた手洗い場において、フットペダルを使用して、蛇口に触れることなく手を洗うことができるようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>株式会社津田化工工業（造船業）</p>

<p>5-19</p>	<p>階段付近の自動手指消毒器設置</p>		<p>階段の手すりに触れる際に階段付近の自動手指消毒器を使用することで、複数人が触る箇所を原因とした感染リスクの低減を図っている。</p>	<p>株式会社中部プラントサービス 浜岡総括事業所（建設業）</p>
<p>5-20</p>	<p>手洗い設備の設置</p>		<p>建設工事現場に、水槽用ヒーター等で水タンクを保温することによって温水が出るように工夫した手洗い設備を設置し、寒冷期の屋外であっても労働者が手洗いしやすいように配慮している。</p>	<p>大伸土木株式会社（建設業）</p>

<p>5-21</p>	<p>ペーパータオルを使用したトイレの手洗設備の使用ルールの見える化</p>	<div data-bbox="748 97 1151 667" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">感染症対策 実施中</p>  <p>① ハンドソープで 手を洗いましょう <small>専用ハンドソープ使用</small></p>  <p>② ハンカチ等で 手を拭きましょう <small>手持ちの物を使用</small></p>  <p>③ ペーパータオルで 水を止める <small>専用ペーパータオル使用</small></p>  <p>④ ペーパータオルで ドアを開ける <small>蛇口で使用したペーパータオル使用</small></p>  <p>⑤ ペーパータオルを 捨てる <small>入口専用ゴミ箱使用</small></p> <p style="text-align: center;">ご協力をお願いいたします</p> </div>	<p>トイレの手洗い設備の蛇口を介した接触感染、ドアの取っ手を介した接触感染を防止するため、ペーパータオルを用いて蛇口やドアの取っ手、ゴミ箱に手を触れずにトイレから退室するルールを写真を用いて「見える化」し、接触による感染リスクの減少を図っている。</p>	
-------------	--	--	--	--

チェックポイント⑥：その他

項番	取組	写真	概要	備考																																				
6-1	出張時の感染予防対策を徹底するためのルール化	<div data-bbox="705 199 1205 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">出張時の安心・安全確認シート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">部門 / 責任者</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>出張者</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>出張期間 / 出張先</td> <td colspan="2">10/13 (火) ~ 10/14 (水) [REDACTED] 工場</td> </tr> <tr> <td>出張要件</td> <td colspan="2">安全衛生パトロール パトロール対象は、[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>確認項目</td> <td>予定 (会社記入)</td> <td>実績 (本人記入)</td> </tr> <tr> <td>往きの移動手段</td> <td>工場を 15 時バスで出て、混雑時間を空けて、昭島乗車で立川経由、新杉田で降車。前泊先は工場内のゲストハウス</td> <td>JR 昭島～立川～川崎経由で新杉田新杉田からゲストハウスは徒歩</td> </tr> <tr> <td>※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか</td> <td></td> <td>※電車内では人との距離を取り乗りました</td> </tr> <tr> <td>前泊先の状況</td> <td>工場内のゲストハウスに前泊シングルルームか、大浴場や食堂利用の有無等</td> <td>ゲストハウスに前泊シングルルーム利用 夕食は弁当を個室で喫食 朝食のみ食堂利用 (1名のみ) 部屋のバスを使用</td> </tr> <tr> <td>出張先での行動記録</td> <td colspan="2">※既存の行動記録表に記載してください ※マスクをしていない方との近い距離での接触は必ず記載してください</td> </tr> <tr> <td>帰りの移動手段</td> <td>混雑を避けた時間で、新杉田乗車。立川経由でモノレールの上北台にて降車。自宅まで徒歩で移動する</td> <td>JR 新杉田～川崎～立川へ移動 立川から上北台までモノレールを利用 上北台から自宅までは徒歩 (マスクをしていない人はなし) ※電車内では人との距離を取り乗りました</td> </tr> <tr> <td>※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>懸念事項</td> <td>列車乗車時の粗密の具合が判然としない。</td> <td>列車内の混雑はなかった</td> </tr> </table> <div data-bbox="705 821 1205 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">出張時の感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 空港や駅の時合室では、同僚であってもできるだけ 2m の距離を保ち、会話を控えること ✓ 手洗いの時は石鹸を使って 30 秒以上洗い流すこと ✓ 外出時はマスクを正しく着用すること (口、鼻がきちんと隠れる状態) ✓ 睡眠をしっかりとること、バランスを考えた食事をするなどで免疫力を落とさないこと <p>新幹線や飛行機は定期的に換気されています。自分にできることを 1 つずつやっていきましょう。</p> </div> </div>	部門 / 責任者	[REDACTED]		出張者	[REDACTED]		出張期間 / 出張先	10/13 (火) ~ 10/14 (水) [REDACTED] 工場		出張要件	安全衛生パトロール パトロール対象は、[REDACTED]		確認項目	予定 (会社記入)	実績 (本人記入)	往きの移動手段	工場を 15 時バスで出て、混雑時間を空けて、昭島乗車で立川経由、新杉田で降車。前泊先は工場内のゲストハウス	JR 昭島～立川～川崎経由で新杉田新杉田からゲストハウスは徒歩	※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか		※電車内では人との距離を取り乗りました	前泊先の状況	工場内のゲストハウスに前泊シングルルームか、大浴場や食堂利用の有無等	ゲストハウスに前泊シングルルーム利用 夕食は弁当を個室で喫食 朝食のみ食堂利用 (1名のみ) 部屋のバスを使用	出張先での行動記録	※既存の行動記録表に記載してください ※マスクをしていない方との近い距離での接触は必ず記載してください		帰りの移動手段	混雑を避けた時間で、新杉田乗車。立川経由でモノレールの上北台にて降車。自宅まで徒歩で移動する	JR 新杉田～川崎～立川へ移動 立川から上北台までモノレールを利用 上北台から自宅までは徒歩 (マスクをしていない人はなし) ※電車内では人との距離を取り乗りました	※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか			懸念事項	列車乗車時の粗密の具合が判然としない。	列車内の混雑はなかった	出張時の感染予防について職場のルールを作成するとともに、「出張時の安心・安全確認シート」により、出張時の対策の取組状況を確認することとした。	株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場 (製造業)
部門 / 責任者	[REDACTED]																																							
出張者	[REDACTED]																																							
出張期間 / 出張先	10/13 (火) ~ 10/14 (水) [REDACTED] 工場																																							
出張要件	安全衛生パトロール パトロール対象は、[REDACTED]																																							
確認項目	予定 (会社記入)	実績 (本人記入)																																						
往きの移動手段	工場を 15 時バスで出て、混雑時間を空けて、昭島乗車で立川経由、新杉田で降車。前泊先は工場内のゲストハウス	JR 昭島～立川～川崎経由で新杉田新杉田からゲストハウスは徒歩																																						
※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか		※電車内では人との距離を取り乗りました																																						
前泊先の状況	工場内のゲストハウスに前泊シングルルームか、大浴場や食堂利用の有無等	ゲストハウスに前泊シングルルーム利用 夕食は弁当を個室で喫食 朝食のみ食堂利用 (1名のみ) 部屋のバスを使用																																						
出張先での行動記録	※既存の行動記録表に記載してください ※マスクをしていない方との近い距離での接触は必ず記載してください																																							
帰りの移動手段	混雑を避けた時間で、新杉田乗車。立川経由でモノレールの上北台にて降車。自宅まで徒歩で移動する	JR 新杉田～川崎～立川へ移動 立川から上北台までモノレールを利用 上北台から自宅までは徒歩 (マスクをしていない人はなし) ※電車内では人との距離を取り乗りました																																						
※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか																																								
懸念事項	列車乗車時の粗密の具合が判然としない。	列車内の混雑はなかった																																						
6-2	顔認証システムによる作業員のマスク着用及び体温の確認の実施	<div data-bbox="548 981 1366 1372" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red;">体温が37.5℃を超えている場合には、担当JV職員及び協力会社職長宛に同時にメールが入り、別置き体温計にて再計測を実施し、現場への入場を再判断する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>A1 顔認証装置設置状況</p>  <p>JV事務所受付</p>  <p>検入入口 (EV前)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>当現場の管理仕様</p>  <p>体温検知 マスク検知 労務管理 ※カメラ記録</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>管理サーバー画面 (ある日の例)</p>  <p>「マスクを着用していない」「体温が37.5℃を超えている」</p> <p>管理担当者へメール送信</p> </div> </div> </div>																																						

6-3 研修参加者への問診票による体調確認の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止のための問診票

令和3年2月17日提出

氏名	年齢	所属事業所名	緊急連絡先(電話番号)

以下の質問項目にお答えください。(該当する口にチェックをしてください。)

1 体調について

(1) 体調は如何ですか。

<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 不良
(①具体的症状: <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> その他()	
②症状はいつからですか。 _____ 頃から	

(2) 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に発熱や感冒症状で受診・服薬はありますか。

ない。 ある。

(3) 体温について。

今朝の体温は、37.5℃以下かどうか。(今朝の体温: _____ ℃)

以下 超えている。

受付時の体温(受付時に測定します)。 _____ ℃

2 家庭内や職場等で感染者、濃厚接触者又は発熱者はいますか。

いない。 いる。(感染者 濃厚接触者 発熱者)

3 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に県外(特に緊急事態宣言対象地域(都府県))の移動歴はありますか。

ない。 ある。

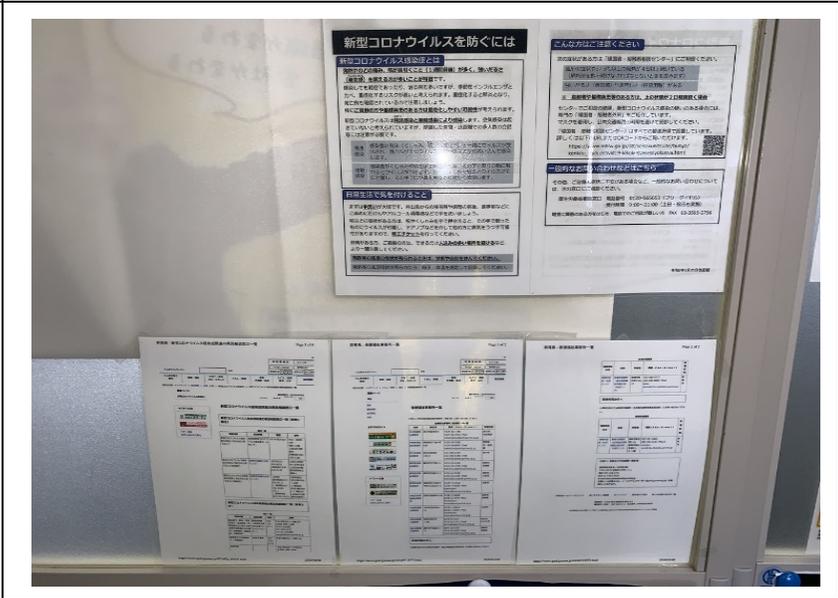
4 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に県外(特に緊急事態宣言対象地域(都府県))の実訪者との(濃厚)接触はありますか。

ない。 ある。

研修会の開催当日、参加者に問診票の提出を求め、参加者の安全、安心な環境作りに取り組む。

山口県建設業協会 周南支部 (その他の事業)

6-4 保健所等の連絡先の掲示による労働者への周知



労働者に対して、保健所等の連絡先を周知することで、陽性者等が発生した場合の迅速な対応を促進。

佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所 (原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事) (建設業)

<p>6-5</p>	<p>ピクトグラムを用いた感染防止対策の取組の周知</p>		<p>ピクトグラムを用いて感染拡大防止対策の周知を行うことで、外国人労働者にも取組が伝わるようにしている。</p>	<p>近藤建設株式会社 一般国道228号上ノ国町真の沢災害防除外一連工事（建設業）</p>
<p>6-6</p>	<p>職場で罹患が発生した際の保健所対応フローの作成</p>		<p>職場において新型コロナウイルス感染症罹患が発生した際の保健所対応フローを作成することで、労働者が迅速な対応をとれるように周知している。</p>	<p>竹中工務店（仮称）姫路市文化コンベンションセンター等新築工事業所（建設業）</p>